老発０３３１第１０号

社援発０３３１第１８号

平成２９年３月３１日

　各　都道府県知事　殿

厚生労働省社会･援護局長

（公印省略）

厚生労働省老健局長

（公印省略）

高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について

福祉サービス第三者評価事業については、平成26年４月１日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（以下「第三者評価指針改正通知」という。）により、平成１６年５月７日付け雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下「第三者評価指針通知」という。）が全部改正され、施設及び事業所が主体的かつ継続的に質の向上に取り組めるよう、共通評価基準ガイドラインを見直すとともに、同ガイドラインの趣旨・目的及び評価内容の理解が促進されるよう、判断基準ガイドラインの見直し等がなされたところである。

一方、高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価事業については、平成25年３月29日付け社援基発0329第５号、老高発0329第３号、老振発0329第６号「高齢者福祉サービスに係る「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」の策定について」（以下「平成25年通知」という。）により実施しているところであるが、第三者評価指針通知が全部改正されたことを受けて、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」で見直しに向けた検討が行われ、あわせて養護老人ホーム、軽費老人ホームの評価基準ガイドラインの策定についても検討が行われてきたところである。

今般、同委員会での報告を踏まえ、高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価事業についても新たに本通知を発出することとなった。

各都道府県においては、第三者評価指針改正通知のほか、下記に留意いただき、都道府県推進組織、貴管内市町村及び所管法人等の関係者に周知の上、適切な実施にご配意願いたい。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

なお、本通知の発出に伴い、平成25年通知は廃止する。

記

１．改正の背景

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第１項において、「福祉サービスの質の向上のための措置等」として、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と定められており、これに基づき、社会福祉事業の共通の制度として「福祉サービス第三者評価事業」が行われている。

この第三者評価事業は、社会福祉事業の事業者が任意で受ける仕組みであるが、高齢者福祉サービスの質の向上を図り、安心して高齢者を支援することができる環境を整備する必要がある。また、規制改革実施計画（平成26年６月24日閣議決定）において、経営管理体制の強化があげられ、「社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護分野について第三者評価受審率の数値目標を定める」こととされている。

２．改正の概要

今般、第三者評価指針改正通知において、共通評価基準については、項目の統合や配置、文言の変更等を行い、45項目に改定しているが、高齢者福祉サービス事業所等での評価が円滑に実施されるようにするため、本来の趣旨が変わらぬよう配慮しつつ、別紙のとおり、「内容の加筆・削除」、「高齢者サービス事業所等独自の内容の付加」を行い、共通評価基準及び判断基準並びに評価の着眼点、評価基準の考え方及び評価の留意点についての解説版を作成した。

また、共通評価基準の改定に合わせて、内容評価基準についても項目の整理を行い、判断基準等の内容の見直しを行い、改定した。

共通評価基準ガイドライン及び共通評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインを別添１－１及び別添１－２のとおり、また、改定後の内容評価基準ガイドライン及び内容評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインを別添２－１及び別添２－２のとおりとする。